

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離 及び初乗距離から控除する加算距離の回数について

制 定 平成26年 2月28日 九運公第92号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(制定平成14年1月18日付け九運公福第50号)」の一部改正(平成26年1月24日付け)に係る標記について、下記のとおり定めたので公示する。

なお、平成14年5月7日付け九運公福第14号「一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」及び平成19年4月6日付け九運公第2号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合について」は廃止する。

平成26年2月28日

九州運輸局長 佐藤 尚之

記

ブロック	適用運賃	運賃適用地域	初乗距離	初乗距離から 控除する加算 距離の回数
福岡A	福岡A地区	福岡交通圏(福岡市・大野城市・春日市・筑紫野市・太宰府市・糸島市・古賀市・筑紫郡・糟屋郡)	1. 6 km	2回
北九州	北九州地区	北九州交通圏(北九州市・中間市・遠賀郡)	1. 6 km	2回
福岡B	福岡B地区	筑豊交通圏(直方市・宮若市・鞍手郡・飯塚市)・久留米市・大牟田市・宗像交通圏(宗像市・福津市)・京築交通圏(行橋市・豊前市・京都郡・築上郡)・田川交通圏(田川市・田川郡)・嘉麻市・嘉穂郡・大川市・小郡市・うきは市・三井郡・三潞郡・八女市・筑後市・八女郡・朝倉市・朝倉郡・柳川市・みやま市	1. 5 km	2回
佐賀	佐賀地区	佐賀市・唐津市・鳥栖市・多久市・伊万里市・武雄市・小城市・嬉野市・神埼市・三養基郡・東松浦郡・西松浦郡・杵島郡・藤津郡・鹿島市・神埼郡	1. 5 km	2回
長崎A	長崎A地区	長崎交通圏(長崎市(高島地区及び伊王島地区を除く)・西彼杵郡)・佐世保市(宇久地区を除く)・諫早市・大村市・島原交通圏(島原市・雲仙市・南島原市)・平戸市(大島地区を除く)・松浦市(鷹島地区を除く)・西海市(松島地区を除く)・北松浦郡(小値賀地区を除く)・東彼杵郡	1. 0 km	1回
長崎B	九州D地区	五島市・壱岐市・対馬市・長崎市(高島地区及び伊王島地区に限る)・松浦市(鷹島地区に限る)・平戸市(大島地区に限る)・西海市(松島地区に限る)・佐世保市(宇久地区に限る)・北松浦郡(小値賀地区に限る)・南松浦郡	1. 3 km	1回
熊本	熊本地区	熊本交通圏(熊本市・合志市・菊池郡(菊陽町に限る。))・上益城郡(益城町・嘉島町に限る。))・八代交通圏(八代市・八代郡)・阿蘇交通圏(阿蘇市・阿蘇郡)・天草交通圏(上天草市・天草市・天草郡)・人吉市・荒尾市・水俣市・玉名市・山鹿市・菊池市・宇土市・宇城市・下益城郡・玉名郡・菊池郡・上益城郡・葦北郡・球磨郡	1. 5 km	2回
大分	大分地区	大分市・別府市・中津市・日田市・佐伯市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後高田市・杵築市・宇佐市・豊後大野市・由布市・国東市・東国東郡・速見郡・玖珠郡	1. 5 km	2回
九州B	九州B地区	宮崎交通圏(宮崎市・東諸県郡)	1. 5 km	1回
九州C	九州C地区	都城交通圏(都城市・北諸県郡)・延岡市・小林交通圏(小林市・えびの市・西諸県郡)・日南市・日向市・串間市・西都市・児湯郡・東臼杵郡・西臼杵郡	1. 5 km	1回
鹿児島A	鹿児島A地区	鹿児島市・鹿児島空港交通圏(霧島市・始良市・始良郡)・川薩交通圏(薩摩川内市・薩摩郡)・鹿屋交通圏(鹿屋市・肝属郡(東串良町に限る))・曾於交通圏(曾於市・志布志市・曾於郡)・枕崎市・阿久根市・出水市・指宿市・垂水市・日置市・いちき串木野市・南さつま市・南九州市・伊佐市・出水郡・肝属郡	1. 5 km	2回
鹿児島B	九州D地区	西之表市・熊毛郡・鹿児島郡	1. 3 km	1回
奄美	奄美地区	大島交通圏(奄美市・大島郡(大島本島に限る。))・大島郡(大島交通圏を除く)	1. 3 km	1回

なお、上記の運賃適用地域のうち、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程(平成26年1月24日付け国土交通省告示第56号)」第4条で定めた準特定地域においては、初乗距離及び初乗距離から控除する加算距離の回数については、九州運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲に指定する基本運賃について(平成26年2月28日付け九運公第93号)」により別途定める。

附 則 1)本公示は、平成26年 3月 1日から適用する。

2)準特定地域以外の地域においては平成14年5月7日付け九運公福第14号「一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」及び平成19年4月6日付け九運公第2号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合について」により認可を受けた初乗距離の短縮 については、平成26年3月1日以降新たな手続きを行うまで有効とする。

以 上

(参考)平成26年3月1日現在

平成26年1月24日付け国土交通省告示第56号で定められた準特定地域
「福岡交通圏」・「北九州交通圏」・「筑豊交通圏」・「久留米市」・「大牟田市」・
「佐賀市」・「唐津市」・「長崎交通圏」・「佐世保市」・「諫早市」・「熊本交通圏」
・「八代交通圏」・「大分市」・「別府市」・「宮崎交通圏」・「都城交通圏」・「延岡市」
・「鹿児島市」・「鹿児島空港交通圏」・「川薩交通圏」・「鹿屋交通圏」